

送金計画書

別居の家族を被扶養者として申請するにあたり、初回の送金証明書（※1）を添付し下記のとおり送金計画書を提出します。

記載した内容は事実と相違なく、被扶養者が認定された後も本計画書に基づき送金を行い、東芝健保から送金証明書の提示を求められた際は、すみやかに提出することをお約束します。今後、送金を行わなくなったり、被扶養者の収入の増加等で送金額の基準（※2）を満たすことができなくなった等により被扶養者に該当しなくなった場合は、すみやかに「健康保険 被扶養者（異動）届」により取消の手続きを行います。なお、事実と相違していた場合や、すみやかな取消の申請を怠った場合は、認定時に遡及し扶養の取消が行われても異議申し立ていたしません。また、その間東芝健保が負担します。

提出日・被保険者（従業員）の記名必須

提出日 R×年 4 月 8 日

被保険者等記号・番号	1	0	0	-	1	0	0	1	2	3	4
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

被保険者氏名
(記 名) 東芝 太郎

以下、該当する項目を○で囲み、金額等を記入します。

1. 被扶養者として申請する家族（認定対象者）について

氏名	東芝 スミ子	続柄	母
----	--------	----	---

比較し、被保険者からの送金額の方が
多くなければ扶養認定できません

2. 認定対象者の年間収入（詳細・内訳は扶養状況届に

A. 収入なし	B. 収入あり →	年額	約	74万	円
---------	-----------	----	---	-----	---

3. 被保険者からの送金額

年額	約	96万	円
----	---	-----	---

認定対象者の年間収入 < 被保険者からの送金額
被保険者からの送金額の方が多くなければ扶養認定はできない。

4. 収入がない場合でも、最低限、
月4万円以上の送金が必要

		1回あたりの送金額
A. 毎月	約	8万 円
B. 年 回		円
C. その他／具体的な計画を記載 ()	約	円

この例の場合、年6回なら1回に16万円等
「3.被保険者からの送金額」と計算が合致すること

（※1）送金証明書は、銀行の振り込み明細書（写）や現金書留の控（写）など、第三者からみて被保険者から認定対象者に送金している事実がわかる書類とすること。

（※2）送金額の基準

< 2つの条件をどちらも満たすこと >

① 認定対象者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと。

② 年間送金額は、下限送金月額 of 12 カ月分以上あること。

【下限送金月額】 一人 40,000 円